

さいたま市ソフトボール協会

懲罰規定

第1条 次の不正行為があった場合は、全て当該チームの責任とする

- 1 市ソ協の参加資格に違反した場合（在住・在勤・年齢制限など）
- 2 偽名を用いて登録及び試合に出場した場合
- 3 登録されていない選手が出場した場合
- 4 出場停止になっている選手が出場した場合
- 5 その他、規約及び大会規定に違反した場合

第2条 会場内での暴力行為は、いかなる理由であっても許されない。

また、役員、審判員、相手選手等の品位、人格を傷つけるような暴言も許されない

第3条 第1条又は第2条に違反した場合は、次のとおり処分する

(1) 第1条の不正行為に対する処分

- ① 試合前に発覚した場合は、試合を行わず、不正チームを失格とする。
- ② 試合の途中で発覚した場合は、試合を中止し、不正行為のチームを失格とする。
- ③ 試合終了後に発覚した場合は、勝者であれば次の試合について失格とする。
尚、優勝チームの不正が発覚した場合、当該チームを失格とし、準優勝チームを優勝とする。
- ④ 前述の①～③に該当する不正行為を行ったチーム及び当事者に対しては、懲罰委員会で審査し、次大会以降の出場は認めない処置を決定することができる。
- ⑤ 不正行為に関して、相手チームの申告によるほか、相手チームの申告がない場合でも懲罰委員会で審査することができる。

(2) 第2条の暴力行為に対する処分

- ① 試合中の場合は、試合を中止し暴力行為のあったチームを失格とする。
- ② 試合中でない場合も、1に準じて失格とする。
- ③ 上記①または②による失格処分を受けたチームは、当該大会の参加資格を失い懲罰委員会で審査し、次大会以降6ヶ月以上の有期又は無期の出場停止とすることができるものとする。
- ④ 暴力行為を行った者については、当該大会の参加資格を失うものとし、懲罰委員会で審査し、次大会以降6ヶ月以上の有期又は無期の出場停止とすることができるものとする。

(3) 第2条の暴言行為に対する処分

役員、審判員、相手選手等に対して品位、人格を傷つける悪質な暴言を行った者については、即時失格処分として退場させることができるほか、懲罰委員会で審査し、当該チーム又は当事者 から誓約書の提出を求め、又は、当該大会及び次大会の出場停止とすることができる。

第4条 大会規定違反

- (1) 競技補助員やチーム審判員の派遣に違反したチームには、警告書を発行する。同一年度内に、2回目の違反を行ったチームは、2回目の違反を行った大会及び次大会への出場資格を失うものとする。
- (2) 無断で棄権したり、競技補助員やチーム審判員を派遣しないことは、大会運営に影響を及ぼす迷惑行為である。悪質な場合は、懲罰委員会で審議を行い、当該大会及び次期大会の出場を停止することができるものとする。
- (3) トーナメント戦において勝ち上がり、ベスト4になったチームで協会の上部団体（全国大会・東日本大会・関東大会・埼玉県大会等）の大会出場以外の理由で棄権した場合は、昇格やシードの権利は取り消されるものとする。
- (4) 本会の運営や規律を乱す行為は、懲罰委員会で厳正に審査し、常任理事会の議決を経て対処する。

平成22年1月16日 施行

平成28年1月30日 一部改正

令和 6年1月28日 一部改正